

# 商標登録出願手続のあらまし

[平成12年 1月 1日以降の出願に適用]

商標登録出願[願書(商品・役務)・商標見本(標準文字・立体商標)] 識別番号(出願人自身)の付与/包括委任状

第1～34類は商品の区分/ 第35～42類は役務の区分(サービスマーク)

1出願で多区分も指定できます。

電子化対応[オンライン]...出願受理/出願番号の通知

方式審査

内容審査

(出願から平均して1～2年程度)

拒絶理由通知

(40日以内)

意見書・手続補正書

物件提出書・出願の分割

拒絶査定

(30日以内)

審判請求

拒絶審決

(30日以内)

審決取消訴訟

登録査定

(30日以内)

登録料納付

(全納/分納)

商標登録証送付(登録番号)

登録商標掲載公報

商標登録異議申立

(掲載日から2ヶ月以内)

異議審理

登録取消通知

(40日以内)

意見書

維持決定

取消決定

商標権存続期間更新登録申請

指定商品の書換申請(書換通知)

(平成12年10月1日以降に更新期限が到来するもの)

出願番号は、特許庁で出願を受理した後に付与する整理番号です。以後、特許庁ではこの出願番号によって手続が処理されます。当所からもこの出願番号によって連絡します。

拒絶理由通知書写し、引用文献写しをお送りしますので当所担当者あてにご連絡下さい。

意見書・手続補正書・物件提出書等を提出した場合はその控、費用の請求書をお送りします。このとき、場合によっては、引用された商標(サービスマーク)との抵触を回避するため、指定商品(役務)を減縮します。そのため権利として必要とする指定商品(役務)が何であるかを当所担当者あてにご指示下さい。

出願時に1願書で多区分を指定した場合、拒絶理由通知の内容によって出願分割の手続きが必要になることがあります。

また、引用商標権者に対する譲渡交渉、あるいは引用商標の取消審判等の手段もあります。

拒絶査定に不服がある場合は、その書類が特許庁から発送後30日以内に審判を請求し、審判官3名又は5名による慎重な審理を請求することができます。

拒絶審決の取消を求めて東京高等裁判所に訴えることができます。

登録料(10年分の全納/前・後期に分けた場合の前期分の分納)を納付します。登録査定謄本が特許庁より送られてきますと当所から成功報酬及び登録料の請求書をお送りします。この査定謄本が発送されてから30日以内に登録料を納付しなければ、優れた商標として認められても出願が無効となります。無効になった場合には、同一商標が他人に取得されることもあります。[なお分納によった場合にはその登録後5年経過前に後期分の登録料を納付することができます。]

商標登録証をお送りします。登録後は、同一・類似の商標が他人によって同一・類似の商品(役務)に使用されている場合にはこれの差止め、損害賠償等を請求できます。なお3年以上不使用の場合に第三者からの請求によって商標権が取消されることがあります。

登録された商標を掲載した公報が発行されますと、その公報(原本)をお送りします。

商標登録出願手続では、出願審査請求・出願公開はありません。登録後であっても登録の信頼性を高めるために異議申立があった場合は特許庁自らその適否を判断します。

他人から商標登録異議申立があった場合には、その副本が送られてきますが、これに対する答弁は不要です。

商標登録異議申立の審理中に取消理由通知があり、意見書等を提出した場合は、その控、費用の請求書をお送りします。

登録後10年の存続期間満了までに更新申請手続を行えば、更に10年間更新されます。

更新申請時期に合わせて、旧区分を新区分である国際商品区分のものの区分表示に変更書換するものです。

書換必要なものは特許庁から通知される予定です。